



安中市5月定例記者発表資料

徴収の猶予制度の特例について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで一年間徴収を猶予できる特例。

徴収猶予申請（5/26 現在）

法人7件、個人2件 合計9件
猶予税額 15,068,200円

問い合わせ先

- ・財務部収納課
- ・担 当：赤井
- ・電 話：027-382-1111
- ・内 線：1080